



がんばっています 佐渡市立両津吉井小学校

当校は、行事等で学校を支援してくれる「同窓会」、学校の隣の雑木林を「よしいっ子の森」として整備し、子どもたちへさまざまな活動を用意してくれる「おやじの会」をはじめ、多くの地域の方々から支援をいただいています。また、地域には、どんぐりの森（地域の里山）、加茂湖、吉井茶、サドガエル等の固有種・能楽、鬼太鼓、民話など豊かな教育資源があります。この利点を生かし、郷土のよさを実感し、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、夢や志をもてる子どもの育成を目指し、「ふるさと学」（佐渡学）を教育課程の核として取り組んでいます。

生活科や総合的な学習の時間を中心に行う「ふるさと学」は、「伝統芸能」と「自然環境」の二つを重点にして進めています。「伝統芸能」では、地域の方から学び、伝統を継承し文化の発展に寄与することを目指しています。「自然環境」では、自然にどっぷりと浸り、自然を豊かにすることを目指しています。

「ふるさと学」の取組を一部紹介します。

○「鬼太鼓」（3年）

地域の方から鬼太鼓の歴史や各地域の型についてのお話を聞いたり、たたき方、舞い方を指導してもらったりしています。



○「能楽」（4年）

学区の能舞台で能を上演することを目指し、宝生流師範の先生から、舞と謡を教えていただいています。



○「よしいっ子の森体験」（全校）

樹木の名前を教え、ももったり、ネイチャーゲームをしたりと、四季を通じて森の自然に親しんでいます。



○「佐渡の自然を守る活動」（6年）

県林業振興課の方から森のはたらきについて学んだり、よしいっ子の森のどんぐりを地域にある里山へ植樹したりしています。



◆教育委員会学校教育課

☎23-4898（両津支所内）

生活情報 さど

電気通信サービスの消費者保護ルールは

どう変わったの？

改正電気通信事業法が施行

昨年5月に改正された電気通信事業法が、平成28年5月21日から施行されました。今回施行された電気通信事業法では、消費者保護ルールが強化されています。電気通信事業者は、電気通信サービスの契約が成立したときには、遅滞なく、消費者に個別の契約内容を明らかにした書面（契約書面）を交付しなければなりません。また、契約から一定期間内に利用できる契約解除制度（初期契約解除制度・確認措置）は、8日間

●書面交付義務等の導入
契約成立後には遅延なく、締結された契約の内容を明らかにする契約書面を利用者に交付すること（電子メールやウェブサイト等により、書面が電子交付されることもあります。）

意なく、消費者の申し出により電気通信サービスを契約解除できます。国民生活センターでは『光回線やスマートフォン等の契約書面はしっかりと確認しましょう！』と呼びかけています。

●初期契約解除制度・確認措置の導入
一定の範囲の電気通信サービスの契約について、契約書面の受領日を初日とする8日間が経過するまでは、電気通信事業者の合意なく利用者の都合のみにより契約を解除できます。

※一定の範囲とは：固定インターネットサービスおよび移動通信サービスを対象（契約解除に当たり、利用料金等の負担が必要な場合があります。）

【改正のポイント】

●説明義務の充実

・高齢者や障がい者等配慮が必要となる利用者に対して、その知識・経験、契約目的に配慮した説明を契約前に行うこと。

●携帯電話サービスの「2年縛り」

契約等が自動更新される際、利用者に事前通知をすること。

お問い合わせ

佐渡市消費生活センター
（佐和田行政サービスセンター内）
（平日）午前9時～午後4時
☎57-8143

消費者ホットライン188
（嫌や！泣き寝入り）
イヤヤ